

# 高齢者・障害福祉分野の担い手向け住宅確保支援金交付の流れ

① **交付対象法人から**市老協に対して、『**高齢者・障害福祉分野の担い手向け住宅確保支援金交付申請書（第1号様式）**』・『**住宅確保支援事業計画書及び収支予算書（第2号様式）**』を提出

② 京都市から交付対象法人に対して、『**交付決定通知書（第3号様式）**』を交付

⚠ **交付決定に当たっては、予算の範囲内において、非営利法人からの申請を優先したうえで、先着順で決定します。**

公募に応募

交付申請の内容に『変更がない』場合

交付申請の内容に『変更があった』場合

③ **交付対象法人から**市老協に対して、  
【申請する戸数の増加以外】  
『**変更交付申請書（第4号様式）**』を提出  
【申請する戸数の増加】  
新たに『**高齢者・障害福祉分野の担い手向け住宅確保支援金交付申請書（第1号様式）**』・『**住宅確保支援事業計画書及び収支予算書（第2号様式）**』を提出

④ 京都市から交付対象法人に対して、  
【申請する戸数の増加以外】  
『**変更交付決定通知書（第5号様式）**』を提出  
【申請する戸数の増加】  
新たに『**交付決定通知書（第3号様式）**』を交付

事業実施

⑤ **交付対象法人による**担い手向け住宅の確保や備品等の購入など事業の実施

⚠ **交付決定後の事業の実施（支出）に対して、一部を補助**

⑥ 交付対象法人は、担い手向け住宅を確保し、介護従事者が入居した場合、又は、入居することが見込まれる場合、  
**交付対象法人から**市老協に対して『**事業実績報告（第6号様式）**』、『**高齢者・障害福祉分野の担い手向け住宅確保支援事業実施概要及び収支決算書（第7号様式）**』等を提出

⑦ 京都市から交付対象法人に対して、『**交付額確定通知書（第10号様式）**』を交付

⑧ **交付対象法人から**京都市に対して、**請求書**を提出

⑨ 京都市から交付対象法人に対して、担い手向け住宅確保支援金を支給

実績報告

(※) 別途、交付対象法人及び介護従事者にアンケート等へのご協力をお願いする場合があります。